

正 鳴 森 青

内外第十六号

平成十九年
三月二十一日
(金曜日)

四 次

四 次

平成十九年四月二十日までの賦課額……………(財政監)…

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)
第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、165,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)
第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

歳 出

平成19年度青森県一般会計予算

項	金額 千円
1 県 稅	144,505,888
2 事 業 稅	37,353,324
3 地 方 消 費 稅	31,086,791
4 不 動 産 取 得 税	13,987,371
5 た ば こ 税	3,274,974
6 ゴ ル フ 場 利 用 税	3,349,901
7 自 動 車 税	194,590
8 鉱 区 税	19,037,574
9 固 定 資 産 税	3,888
10 核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	1,737,516
11 自 動 車 取 得 税	13,837,960
(継続費)	4,018,242

平成19年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ717,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

12 軽油引取税	16,521,608	12 緑入金	23,769,963
13 狩猟税	28,586	1 特別会計緑入金	423,167
14 産業廃棄物税	73,401	2 基本金緑入金	23,346,796
15 旧法による税	162	13 緑越金	1
2 地方消費税清算金	28,614,701	1 緑越金	1
1 地方消費税清算金	28,614,701	14 諸収入	64,943,640
3 地方譲与税	3,710,596	1 延滞金、加算金及び過料等	254,416
1 地方道路譲与税	3,399,549	2 県預金利子	3,208
2 石油ガス譲与税	276,197	3 貸付金元利收入	53,652,152
3 航空機燃料譲与税	34,850	4 受託事業収入	767,908
4 地方特例交付金	866,169	5 収益事業収入	4,988,624
1 地方特例交付金	623,649	6 利子割精算金収入	1,633
2 特別交付金	242,520	7 雜	5,275,699
5 地方交付税	225,975,000	15 県債	94,355,000
1 地方交付税	225,975,000	1 県債	94,355,000
6 交通安全対策特別交付金	583,485	15 県債合計	717,000,000
1 交通安全対策特別交付金	583,485	9,809,812	
7 分担金及び負担金	9,809,812	歳出	
1 分担金	256,527	歳	
2 負担金	9,553,285	出	
8 使用料及び手数料	10,392,674	項	
1 使用料	7,776,316	金	
2 手数料	2,616,358	千円	
9 国庫	107,244,614	1 議会費	1,286,113
1 国庫	39,787,611	2 総務管理費	1,286,113
2 国庫	65,412,521	3 企画監理費	31,864,927
3 委託	2,044,482	4 県民生活費	12,767,590
10 財産収入	2,220,456	5 町村振興費	4,263,007
1 財産運用収入	1,173,574	6 選挙災害費	1,087,072
2 財産売払収入	1,046,882	7 防災調査費	5,894,092
11 寄附金	8,001	8 人事委員会費	3,046,847
1 寄附金	8,001	9 監査委員費	2,678,004
		10	1,040,274
			539,545
			234,586
			313,910

3 民生費	73,301,276
1 社会福祉費	35,774,871
2 児童扶養費	16,155,728
3 生活保護費	7,356,349
4 社会災害救助費	13,998,646
5 環境保全費	15,682
6 住宅管理費	28,472,210
7 住空賃貸料	5,278,476
8 勤務費	7,158,974
9 教育活動費	2,363,710
10 教育総務費	2,087,990
11 警察管轄費	2,915,979
12 警察活動費	175,885
13 小学校費	6,365,252
14 中学校費	2,125,944
15 高等学校費	1,902,151
16 特別支援学校費	464,697
17 専修学校費	1,284,837
18 社会教育費	152,617
19 災害復旧費	1
20 農林水産業施設災害復旧費	76,899,014
21 土木施設災害復旧費	17,192,765
22 公債費	3,370,562
23 諸支出金	3,384,449
24 地方消費税清算金	27,432,687
25 利子割交付金	6,719,412
26 配当割交付金	18,799,139
27 株式等譲渡所得割交付金	56,179,392
28 地方消費税交付金	43,118,580
29 ゴルフ場利用税交付金	1,785,841
30 特別地方消費税交付金	11,274,971
31 自動車取得税交付金	106,653,316
32 利子割精算金	26,177,889
33 道路桥梁梁費	40,859,077
34 河川海岸費	19,220,142
35 港湾計画費	8,849,537
36 都市計画費	8,925,236
37 住居費	1,144,412
38 警察管理費	1,477,023
39 警察活動費	32,081,700
40 警察総務費	29,288,542
41 警察活動費	2,793,158
42 警察総務費	151,810,894
43 警察総務費	11,241,890
44 小学校費	55,083,833
45 中学校費	31,606,841
46 高等学校費	37,033,954
47 特別支援学校費	11,434,025
48 社会教育費	3,343,394
49 保健体育費	2,066,957
50 政府会員費	8,181,159
51 政府会員費	3,913,311
52 農業振興費	4,267,848
53 農地事業費	116,442,501
54 農畜産業費	116,442,501
55 林業費	31,775,347
56 水産業費	13,850,476
57 工業費	328,146
58 商工費	194,438
59 大规模開発費	197,901
60 光電費	14,384,392
61 木管費用	147,460
62 土木管理費	109
63 土木管理費	2,672,131
64 土木管理費	294

14 予 備 費
1 予 備 費
歳 出 合 計

150,000
150,000
75,507

第2表 繼 続 費

717,000,000

平成19年度から
平成21年度まで

685,350

平成19年度から
平成25年度まで

款 項 事 業 名 総額 千円 年度 年割額 千円

10 教育費 青森工業高等学校校舎建築事業費 1,858,531 平成19年度 696,213

4 高等学校費 事業費 平成20年度 1,162,318

平成19年度青い森農林振興公社の農地保有合理化促進事業(一般的タイプ)に伴う農用地等買入資金借入金に対する損失補償

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度から
平成25年度まで

195,884

第3表 債務負担行為

事 項 期 間 限 度

額 千円

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度から
平成25年度まで

169,939

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度から
平成25年度まで

143,121

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度から
平成25年度まで

200,000

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度から
平成25年度まで

13,488

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度から
平成25年度まで

370,000

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度から
平成25年度まで

28,509

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度から
平成25年度まで

97,220

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度から
平成25年度まで

16,771

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度から
平成25年度まで

2,763

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度から
平成25年度まで

59,216

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度青い森農林振興公社の畜産環境総合整備統合事業資金借入金に対する損失補償

平成19年度から
平成25年度まで

200,000

青森県報 号外第16号

平成19年度漁業経営高度化促進支援資金利子補給	平成20年度から 平成29年度まで	利子補給対象借入資金限度額 50,000	農業農村整備事業 災害関連事業	2,794,000
平成19年度日本海沿岸漁業等経営安定資金の利子補給	平成20年度から 平成29年度まで	利子補給率年0.625%から1.25% 70,000	都市計画事業 水道事業	2,154,000
火災共済の支払金の貸付（青森県火災共済協同組合）	平成19年度から 平成20年度まで	利子補給率年1.25%	治山事業 林道事業	777,000
21あおもり産業総合支援センターに対する設備貸与資金の損失補償	平成21年度から 平成27年度まで	損失補償限度額 216,000 損失補償率 480,000の45%	漁港事業 道路事業	82,000
21あおもり産業総合支援センターに対する設備リース資金の損失補償	平成21年度から 平成27年度まで	損失補償限度額 110,000 損失補償率 220,000の50%	公営住宅建設事業 企業業務	3,175,000
21あおもり産業総合支援センターに対する設備資金の損失補償	平成21年度から 平成27年度まで	損失補償限度額 350,000 損失補償率 350,000の100%	過年発生補助災害復旧事業	14,412,000
むつ小川原工業基地企業立地促進費補助	平成27年度まで	500,000	過年発生国直轄災害復旧事業	940,000
平成19年度テレマーケティング関連事業立地促進費補助	平成19年度から 平成20年度まで	300,000	現年発生補助災害復旧事業	1,354,000
平成19年度青森中核工業団地立地促進費補助	平成19年度から 平成22年度まで	30,000	現年発生国直轄災害復旧事業	133,000
平成19年度青森県産業立地促進費補助	平成19年度から 平成24年度まで	2,000,000	不法投棄産業廃棄物対策事業	2,151,000
平成19年度青森県道路公社の有料道路運営資金借入金に対する損失補償	平成19年度から 平成27年度まで	3,237,621に約定利子と遅延利息を加えた額	石綿健康被害救済対策事業	11,000
平成19年度三沢線道路改築事業(陸橋)工事代金	平成 20 年度	300,000	自然災害防止事業 ふるさと林道緊急整備事業	2,529,000
平成19年度久栗坂造道線自動車駐車場工事代金	平成 20 年度	300,000	ふるさと農道緊急整備事業	108,000
平成19年度定時制通信修学奨励金貸付	平成20年度から 平成22年度まで	7,560	農林総合研究センター整備事業	580,000
第4表 地 方 債				
起債の目的	限度額 千円	起債の方法 利率%	償還の方法	農業農村整備事業 災害関連事業
港湾事業	2,642,000	普通貸借又は債券発行以内	政府資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。	2,048,000
河川事業	1,728,000			1,065,000
海岸事業	1,302,000			

ただし、県財政の都合により年限変更は継続上償還又は借換することができる。

交通安全施設整備事業	92,000	
高等学校整備事業	75,000	
臨時高等学校整備事業	879,000	
老人福祉施設整備事業	226,000	
特別支援学校整備事業	45,000	
消費生活協同組合資金貸付金	5,000	消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の融通条件による。
公有林整備事業	39,000	普通貸借又は債券発行による。
過疎地域下水道事業	32,000	9.0%以内
臨時財政対策債	20,218,000	政府資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
退職手当債	2,000,000	
計	94,355,000	/ / / /
平成19年度青森県公債費特別会計予算		
平成19年度青森県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。		
(歳入歳出予算)		
第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,977,072千円と定める。		
2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。		
(地方債)		
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。		

歳出		項目	金額
1 繰入金	1 一般会計繰入金	金額	千円
2 基本金	2 基本金繰入金	116,081,572	116,081,572
2 県債	1 県債	15,721,572	15,721,572
1 県入合計	1 県債計	360,000	360,000
		22,895,500	22,895,500
		138,977,072	138,977,072
歳出		項目	金額
1 公債費	1 公債費計	金額	千円
1 公債費	1 公債費計	138,977,072	138,977,072
1 公債費	1 公債費計	138,977,072	138,977,072
第2表 地方債		方法	
起債の目的	限度額	起債の方法	利率%
一般会計借換債	千円 22,895,500	普通貸借又は債券発行	9.0%
一般会計借換債	千円 22,895,500	普通貸借又は債券発行	9.0%
計	22,895,500	/ / / /	/
平成19年度青森県肢体不自由児施設特別会計予算			
平成19年度青森県肢体不自由児施設特別会計予算は、次に定めるところによる。			
(歳入歳出予算)			
第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,407,990千円と定める。			
2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。			
(一時借入金)			
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、20,000千円と定める。			
(歳出予算の流用)			

第1表 歳入歳出予算

歳入

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項

金額 千円
1,523,924
1,523,924
444
444
868,636
868,636
3
3
14,983
160
14,823
2,407,990
3
3
1
1
2
2,407,990

1 使用料及び手数料

1 使 用 料

2 財産収入

1 財産運用収入

3 繰入金

1 一般会計繰入金

4 繰越金

1 繰收回入

5 諸県預金利息入

2 雑入

歳 入 合 計

歳 出

款 項

金額 千円
2,407,830
962,041
631,038
814,751
160
160
2,407,990

1 肢体不自由児施設費

1 あすなろ医療療育センター費

2 さわらび医療療育センター費

3 はまなす医療療育センター費

2 公債費

1 公債費

歳 出 合 計

平成19年度青森県港湾整備事業特別会計予算

平成19年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,507,947千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項

金額 千円
329,649
329,649
379,304
379,304
179,580
179,580
2,476,823
2,476,823

1 分担金及び負担金

1 負担金

2 使用料及び手数料

1 使 用 料

3 財産収入

1 財産売払収入

4 繰入金

1 一般会計繰入金

5 繰越金

1 繰越金

6 諸県預金利息入

1 県預金利息入

2 雜債

1 公債費

2 市債費

7 县債

1 県 入 合 計		金 額 千円 3,507,947	款 項		金 額 千円 2,543,549
歳 出		金 額 千円 276,536	1 証紙管理収入		金 額 千円 2,543,549
項		金 額 千円 137,119	1 証紙取扱収入		金 額 千円 107,848
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	金 額 千円 136,559	2 繰入	1 一般会計繰入金	金 額 千円 107,848
2 八戸港整備事業費	2 八戸港整備事業費	金 額 千円 1,434	3 繰越金	1 繰越金	金 額 千円 1
3 七里長浜港整備事業費	3 七里長浜港整備事業費	金 額 千円 1,424	4 諸子	1 県預金利子	金 額 千円 1
4 大湊港整備事業費	4 大湊港整備事業費	金 額 千円 3,231,411	歳入合計	2,651,399	金 額 千円 2,651,399
2 公債費	1 公債費	金 額 千円 3,231,411	歳出	1 証紙管理取扱費	金 額 千円 2,651,399
1 歳出合計	3,507,947	金 額 千円 3,507,947	歳出	1 証紙取扱費	金 額 千円 2,651,399
第2表 地方債	第2表 地方債	金 額 千円 3,507,947	歳出合計	2,651,399	金 額 千円 2,651,399
地域開発事業	起債の目的	限度額 千円 132,000	起債の方法	利率 %	償還の方法
		普通貸借又は債券発行以内	9.0	政府資金の場合は、融通条例による。	その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。
				県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借り換することができる。	ただし、年限定めることなく償還することができる。
計		132,000	/	/	
平成19年度青森県証紙特別会計予算	平成19年度青森県管理特別会計予算	平成19年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)			
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,457,707千円と定める。	第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,457,707千円と定める。	第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,457,707千円と定める。			
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。	2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。	2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。			
(一時借入金)	(一時借入金)	(一時借入金)			
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。	第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。	第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。			
第1表 歳入歳出予算	第1表 歳入歳出予算	第1表 歳入歳出予算			
歳入	歳入	歳入			
款項	款項	款項			
1 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	金 額 千円 3	金 額 千円 3	金 額 千円 3
第1表 歳入歳出予算	第1表 歳入歳出予算	第1表 歳入歳出予算			
歳入	歳入	歳入			

平成19年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,651,399千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

歳	出	入	越
款	項	額	金
1 管理費	理 費	1,457,657	1,457,704
2 公債費	債 費	1,457,657	1,457,654
1 公債合計	合 計	50	50
歳入歳出合計		1,457,707	1,457,707

平成19年度青森県下水道事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,117,731千円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

4条 地方自治法第225条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

平成19年度青森県下水道事業特別会計予算

平成19年度青森県下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歲人歲出子昇

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算

卷之三

(債務負擔行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行

為をすることができる事項、期間及び限度額は、〔第2表債務負担行為〕による。

(地方債) 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起てすことができる地方債の起債の

目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

款項	第1表	第2表
分担金及び負担金	1 負担	債務負担行為
使用料及び手数料	2 使	事項
料金	3 用	
金助金	4 入	
一般会計繰入金	5 越	
金利收入	6 収	
預金業収	7 事業受託	
債計	8 県入	
歳出	9 県合	
款項	10 県歳入	
下水道事業費	11 県歳出	
流域下水道事業費	12 県合	
下水道管理費	13 県合	
債費	14 県合	
債合	15 県合	
歳合	16 県合	
第3表 地方債	17 事業工事代金	平成19年度岩木川流域下水道

項 目	額 金 千円
下水道事業費	3,066,513
流域下水道事業費	1,448,000
下水道管理費	1,618,513
債 費	1,051,218
債 費 計	1,051,218
出 合	4,117,731
事業工事代金	180,000
平成20年度	平成20年度
期間	期間
限 度	限 度
事 業	事 業

第16號六四
財政監査課

起債の目的	限度額	起債の方法	利率%	償還の方法
下水道事業	347,000	普通貸借又は債券発行	9.0	政府資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計				
	347,000	/	/	/

平成19年度青森県駐車場事業特別会計予算

平成19年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ529,257千円と定める。
- 2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 岁入歳出予算

款項	金額	千円
1 使用料及び手数料	230,694	
2 繰入金	230,694	
1 一般会計繰入金	295,178	
3 繰越金	295,178	
4 諸収入	1	
1 県預金利息	1	
2 雑入	3,383	
合計	529,257	
歳出		
1 県預金利息	1	

平成19年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

- 平成19年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ977,946千円と定める。
- 2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 岁入歳出予算

款項	金額	千円
1 使用料及び手数料	230,694	
2 繰入金	230,694	
1 一般会計繰入金	295,178	
3 繰越金	295,178	
4 諸収入	1	
1 県預金利息	1	
2 雑入	3,384	
合計	529,257	
歳出		
1 県預金利息	1	

歳 出	金 額 千円	歳 入	金 額 千円
款 項	款 項	款 項	款 項
1 鉄道施設事業費	868,422	1 繰 入	29,231
1 鉄道施設整備費	34,291	1 一般会計繰入金	29,231
2 鉄道施設管理費	834,131	2 繰 越 金	113,429
2 公債費	109,524	1 繰 越 金	113,429
1 公債費	109,524	3 諸 取 入	277,663
歳 出 合 計	977,946	1 県 預 金 利 子 2 貸付金元利収入	57 277,602
		3 雜 債 入	4 44,158
並行在来線指令システム整備 費	平成19年度から 平成22年度まで	4 県 債 入	44,158
並行在来線運行管理基盤施設 設備整備費	平成19年度から 平成22年度まで	1 県 入 合 計	1,432,000 464,481

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千円
並行在来線指令システム整備 費	平成19年度から 平成22年度まで	2,791,000	
並行在来線運行管理基盤施設 設備整備費	平成19年度から 平成22年度まで	1,432,000	

歳
出

事 項	期 間	限 度	額 千円
1 母子寡婦福祉資金貸付費	平成19年度から 平成25年度まで	464,481	
1 母子寡婦福祉資金貸付費	平成20年度から 平成25年度まで	464,481	
歳 出 合 計			464,481

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千円
平成19年度母子福祉資金貸付 金	平成20年度から 平成25年度まで	205,849	
平成19年度寡婦福祉資金貸付 金	平成20年度から 平成25年度まで	9,614	

第1表 歳入歳出予算

歳 入	金 額 千円	歳 出	金 額 千円
2 雜 入	161,644	150,000千円と定める。	
歳 入 合 計	977,946		
第1表 歳入歳出予算			

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をとることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

起債の目的 限度額 起債の方法 利率 債還の方法

第3表 地 方 債

1 貸付勘定収入	259,978	2 諸収入	37,041
1 繰越收入	152,885	2 業務勘定収入	1,520
2 諸収入	107,093	1 繰越收入	1,516
2 業務勘定収入	6,768	2 繰越収入	1
1 繰越收入	6,763	3 諸収入	3
2 繰越収入	1	歳入合計	81,520
3 諸収入	4	歳出合計	266,746
歳出		歳出項	
款項		金額	
1 貸付勘定	259,978	千円	
1 貸付	163,978		
2 国庫返還	64,000		
3 繰出	32,000		
2 業務勘定	6,768		
1 取扱事務費	6,768		
歳出合計	266,746		
平成19年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算		平成19年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算	
(歳入歳出予算)		(歳入歳出予算)	
平成19年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。		平成19年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。	
(歳入歳出予算)		(歳入歳出予算)	
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,520千円と定める。		第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,629千円と定める。	
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。		2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。	
第1表 歳入歳出予算		第1表 歳入歳出予算	
歳入		歳入	
款項		金額	
1 貸付勘定収入	1	千円	
1 繰越收入	1		
金	2		
千円	諸収入		
80,000	1		
42,959	2		

歳出		歳入	
款	項	金額	金額
1 貸付勘定	1 沿岸漁業改善資金貸付金	130,000	(収益的収入及び支出)
2 業務勘定	2 取扱事務費計	2,629	第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
1 歳出合計	132,629	132,629	
平成19年度青森県病院事業会計予算		第1款 中央病院事業収益	
(総則)		第1項 医業収益	14,433,794千円
第1条 平成19年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。		第2項 医業外収益	1,767,842千円
(業務の予定量)		第2款 つくしが丘病院事業収益	1,947,259千円
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。		第1項 医業収益	1,379,383千円
1 青森県立中央病院		第2項 医業外収益	567,876千円
(1) 病床数	705床	第3款 本局事業収益	69,974千円
(2) 年間患者数	539,444人	第1項 医業外収益	69,974千円
イ 入院患者数	229,274人	支	
ロ 外来患者数	310,170人	出	
(3) 一日平均患者数	626人	第1款 中央病院事業費用	17,070,563千円
イ 入院患者数	1,266人	第1項 医業費用	16,600,663千円
ロ 外来患者数		第2項 医業外費用	466,900千円
(4) 建設改良事業		第3項 予備費用	3,000千円
イ 病院工事入	219,098千円	第2款 つくしが丘病院事業費用	2,178,051千円
ロ 資産購入	356,562千円	第1項 医業費用	2,158,364千円
2 青森県立つくしが丘病院		第2項 医業外費用	18,687千円
(1) 病床数	350床	第3項 予備費用	1,000千円
		第3款 本局事業費用	88,819千円

第1項 医業費用
(資本的収入及び支出)
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 中央病院資本的収入

入

2,156,154千円

2,156,154千円
1,630,154千円
526,000千円(一時借入金)
計 530,000

/ /

起債の目的 限度額 起債の方法 利率% 債還の方法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業 普通貸借又は債券発行以内 政府資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。
県立つくしが丘病院 4,000 入先と協議の上定める。知事が借入先と協議の上定める。県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借り換換することができる。

第2款 つくしが丘病院資本的収入

入

669,450千円
474,141千円
4,000千円
191,309千円

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれららの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,158,811千円

(2) 国際費 314千円

(他会計からの補助金)

他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) がん診療施設情報ネットワークシステム事業運営費に係る県費補助金 2,248千円

第1項 建設改良費
第2項 償還金
(継続費)

2,156,154千円
575,660千円
1,580,494千円
669,450千円
626,916千円
42,534千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,618,954千円と定める。

平成19年度青森県電気事業会計予算

第5条 繼続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款項	事業名	総額千円	年度	年割額千円
(総則)				

1 つくしが丘病院資本的支出
1 建設改良費 県立つくしが丘病院改築工事費 3,034,250 平成19年度 616,245
平成20年度 2,038,823
平成21年度 379,182

第1条 平成19年度青森県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業量
イ 年間販売電力量 42,958,000キロワットアワー
(収益的収入及び支出)
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(企業債)
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

取

入

第1款 電気事業収益	377,155千円
第1項 営業収益	367,293千円
第2項 財務収益	1,108千円
第3項 営業外収益	8,754千円
支 出	
第1款 電気事業費用	
第1項 営業費用	361,477千円
第2項 財務費用	341,754千円
第3項 営業外費用	3,750千円
第4項 予備費	10,973千円
(資本的収入及び支出)	5,000千円
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額490,036千円は減債積立金55,111千円、建設改良積立金3,699千円、中小水力発電開発改良積立金5,500千円、損益勘定留保資金425,542千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額184千円で補てんするものとする。)	
収 入	
イ 年間総給水量	121,796,253立方メートル
ロ 給水事業所数	12事業所
ハ 一日平均給水量	333,080立方メートル
支 出	
イ 年間総給水量	816,180立方メートル
ロ 給水事業所数	2事業所
ハ 一日平均給水量	2,230立方メートル
(収益的収入及び支出)	0千円
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
第1款 資本的支出	490,036千円
第1項 建設改良費	9,383千円
第2項 企業償還金 (一時借入金)	480,653千円
第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)	
第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。	
営業費用と営業外費用	
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)	
第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流	

平成19年度青森県工業用水道事業会計予算		(総則)
第1条 平成19年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。		用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
(業務の予定量)		第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
1 ハ戸工業用水道事業		
(1) 事業量		
イ 年間総給水量		121,796,253立方メートル
ロ 給水事業所数		12事業所
ハ 一日平均給水量		333,080立方メートル
2 六ヶ所工業用水道事業		
(1) 事業量		
イ 年間総給水量		816,180立方メートル
ロ 給水事業所数		2事業所
ハ 一日平均給水量		2,230立方メートル
(収益的収入及び支出)		
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		
第1款 八戸工業用水道事業収益		
第1項 営業収益		947,239千円
第2項 営業外収益		943,799千円
第2款 六ヶ所工業用水道事業収益		3,440千円
第1項 営業収益		38,627千円
第2項 営業外収益		38,564千円
支 出		63千円
第1款 八戸工業用水道事業費用		
支 出		830,060千円

第1項 営業費用	719,806千円	(1) 職員給与費
第2項 営業外費用	100,254千円	(たな卸資産購入限度額)
第3項 予備費用	10,000千円	第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,713千円と定める。
第2款 六ヶ所工業用水道事業費用	56,992千円	
第1項 営業費用	39,364千円	
第2項 営業外費用	12,628千円	
第3項 予備費用	5,000千円	
(資本的収入及び支出)		
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額193,027千円は減債積立金5,907千円、建設改良積立金25,632千円、損益勘定留保資金160,207千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,281千円で補てんするものとする。)。		
収	入	
支	出	
	0千円	
第1款 八戸工業用水道事業資本的支出		
第1項 建設改良費	172,486千円	
第2項 企業償償還金	26,913千円	
第2款 六ヶ所工業用水道事業資本的支出	145,573千円	
第1項 企業償償還金	20,541千円	
(一時借入金)	20,541千円	
第5条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。		
(予定支出の各項の経費の金額の流用)		
第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。		
営業費用と営業外費用		
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)		
第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。		

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目一 番一 県号
(印刷所 青森市 東二・奥 問屋 印町人 刷三丁 株目一 式番 会七 社号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行